移転価格調整への対応-関税の観点から

January 2015

In brief

移転価格調整は、関連会社間取引価格が独立当事者間取引価格に相当することを示し、法人税の観点において適正な利益率を達成することを目的として行われますが、この移転価格調整が関税評価に及ぼす影響については十分な認識を持たない企業が少なからず存在するように見受けられます。関税関係法令の遵守、適正な納税と過少申告加算税課税の回避、税関当局との良好な関係の構築等を確実にするためにも、移転価格調整が関税評価に及ぼす影響について勘案し積極的な対応をとることが重要であると考え、本ニュースレターでは、移転価格調整により生じる関税評価上のリスクをいかに管理していくべきかについて説明させていただきます。

In detail

1. 関税の観点からみる移転価格調整

適正な独立企業間価格や利益を維持するため、遡及的に調整を行う移転価格ポリシーを設けている多くの企業は、実際の財務結果が当初計画と乖離している場合は移転価格調整を行っています。移転価格調整とは一般的に、価格設定に係る法人税関連法令を遵守しリスクを軽減することを目的としていますが、一方で意図せず関税評価上のリスクをもたらしています。

輸入製品に関連した支払に対する遡及的な移転価格調整の実施により、輸入時税関へ申告を行った取引価格(輸入申告価格)が正しくなかったとして修正申告を行い、不足関税および不足輸入消費税に加え、附帯税の支払が必要となる場合があります。

例えば、遡及的な移転価格調整により上方修正される(輸入者が調整金の支払いを行う)場合、税関は輸入申告価格の上方修正として、輸入者に修正申告を行い不足関税および関税無税品であっても不足輸入消費税の支払を求めることがあります。

一方、移転価格調整により下方修正される(輸入者 が調整金を受領する)場合、輸入申告価格の下方 修正として、理論上は還付請求が認められ、過払関 税および過払輸入消費税が還付されると考えられま すが、還付に係る疎明を行うことは非常に煩雑な作業を伴い難しいのが現状です。

また頻繁かつ大幅な移転価格調整は、税関に当初 取引価格への疑義を惹起させ、以後課税価格決定 の基礎として用いることが認められなくなる可能性が あります。取引価格に基づく課税価格決定方法が認 められない場合、税関は他の決定方法を提示しま すが、これらの決定方法は複雑で輸入者にとって望 ましくないものであることがあります。



2. 自主的な修正申告

自発的に税関へ移転価格調整の上方修正を報告し、自主的に修正申告を行うことで、輸入者は附帯税課税のリスクを軽減することができます。

不足関税および不足輸入消費税に係る計算表などの必要書類を用意できれば、移転価格調整に係る修正申告は比較 的円滑に税関に受け入れられています。しかしながら、税関の審査に適う書類の準備には多大な時間と労力を要し、輸入 者にとってしばしば難題となっています。修正申告は、一般的に以下の手順により行います。

- 移転価格調整の背景分析および適切な修正申告手法の考察
- 輸入申告毎の必要情報の収集
- 不足関税額および不足輸入消費税額の計算
- 税関との合意に足る、算出追加納税額を裏付ける移転価格調整の実態や背景の開示および説明
- 正式な修正申告の実施ならびに不足関税および不足輸入消費税の納付

自発的な税関への開示は、法令遵守の徹底、適正な納税および附帯税課税の回避に加え、関税関連法令を遵守する姿勢を示し税関との良好な関係の構築に有用です。税関は、事後調査において移転価格調整の実施が判明した場合に比べ、輸入者の自発的な開示に対しては柔軟に対応する傾向にあります。

3. 附带税

税関事後調査において上方修正の移転価格調整が指摘され修正申告を行った場合、不足関税、不足輸入消費税および延滞税に加え過少申告加算税等の加算税が課される場合があります。

過少申告加算税は、不足税額の10%相当額です。また不足税額と当初申告税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%となります。事後調査による更正を予知して行われた修正申告ではない場合には課されないもので、個別事案に応じ検討されます。税関の調査を受ける前に自主的に修正申告を行った場合は、過少申告加算税の対象となりません。

延滞税は、法定納期限(通常は輸入許可の日)の翌日から納付する日までの日割り計算で最長1年間課されます。自主的に修正申告を行った場合でも延滞税の対象となりますが、早期に行うことで延滞税の総額を軽減することができます。延滞税率は、以下のとおりです。

2010年1月1日から2013年12月31日まで: 4.3% 2014年1月1日から2014年12月31日まで: 2.9% 2015年1月1日から2015年12月31日まで: 2.8%

輸入消費税の財務的なインパクトは仕入税額控除を取ることで相殺することができますが、不足関税や過少申告加算税および延滞税等の附帯税に関しては輸入者が負わなければならないコストとなります。

これらのコストを抑えるためには、輸入者が移転価格調整の実施を自発的に税関へ開示し、自主的に修正申告を行うことが有効な手段であると考えられます。

PwC 2

How we can help

本ニュースレターは、PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 日本支店により作成されました。私どもを含むWMS (Worldtrade Management Services)ネットワークは、関税当局出身者や会計士といった経験豊富なメンバーにより構成され、PwCのメンバーファームとして関税および国際貿易に係るサービスをグローバルで提供しております。

私どもは、遡及的な移転価格調整により生じる、企業の自主的な修正申告および関税評価の問題に係る解決策を、法令遵守とコスト管理の両立を望まれる数多くのクライアントに対して提供してまいりました。

私どものサービスはクライアントの個別のご要望に沿えるよう、都度アドバイスを提供するものから、修正申告手続き一連のサポート提供まで多岐にわたります。

Contact Details

更なる詳細つきましては、以下にお問い合わせください。

プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

代表:03-5251-2844

www.pwc.com/jp/customs

ディレクター

Howard Osawa 03-5251-6737

howard.h.osawa@jp.pwc.com

シニア マネージャー

加納直幸 03-5251-2839

naoyuki.kano@jp.pwc.com

マネージャー

福本奈津子 03-5251-6234

natsuko.n.fukumoto@jp.pwc.com

PwCは、世界157カ国 におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。